三	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第五十五条第一項において準用する弁護士法第三十条第二項の規定による営利業務従事外国法事務弁護士名簿の保存
［略］	

別表第三の一（第五条関係　法の適用対象のもの）

番号	作成
［略］	
二	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第五十五条第一項において準用する弁護士法第三十条第二項の規定による営利業務従事外国法事務弁護士名簿の作成
［略］	

別表第四の一（第八条関係　法の適用対象のもの）

番号	縦欄等
［略］	
二	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第五十五条第一項において準用する弁護士法第三十条第二項の規定による営利業務従事外国法事務弁護士名簿の縦覧
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（会社法施行規則の一部改正）

第五条　会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（社債管理補助者の資格）	（社債管理補助者の資格）
第百七十一条の二　法第七百十四条の三に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。	**第百七十一条の二**　法第七百十四条の三に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　弁護士・外国法事務弁護士共同法人	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

三	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十条第一項において準用する弁護士法第三十条第二項の規定による営利業務従事外国法事務弁護士名簿の保存
［同上］	

別表第三の一（第五条関係　法の適用対象のもの）

番号	作成
［同上］	
二	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条第一項において準用する弁護士法第三十条第二項の規定による営利業務従事外国法事務弁護士名簿の作成
［同上］	

別表第四の一（第八条関係　法の適用対象のもの）

番号	縦欄等
［同上］	
二	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条第一項において準用する弁護士法第三十条第二項の規定による営利業務従事外国法事務弁護士名簿の縦覧
［同上］	